

8月は道路ふれあい月間

道路利用のルールを守ろう

8月は「道路ふれあい月間」です。この機会に道路の大切さについて考えてみましょう。

区道や都道などの公道は、みんなが使う公共の場です。道路には、私たちの生活を支える身近で重要な役割があります。交通のために使用するだけではなく、電気、ガス、上下水道など「ライフライン」の設置場所としての役割も担っています。

道路を広く、美しく、安全に利用するために、みんなで「ごみやタバコを捨てない」「自転

車やバイクを放置しない」「勝手に物や看板を置かない」などのルールを守りましょう。

道路占用許可申請

道路上に物を設置する時は、道路法に基づく「道路占用許可申請」が必要です。「道路占用」とは、道路管理者以外の人や道路上に物を設置し、その部分を独占して使用することです。路面だけではなく、道路の上空や地中に物を設置する場合も、道路占用許可申請が必要です。

「道路占用許可」の対象となる主な物件は、商店や会社の看板や日よけ、商店街の装飾灯やアーチ、工事用の仮設足場・仮囲いなどです。これらには大きな高さ、占用面積などの基準があり、基準に合わない物件は道路上には出せません。詳細は区ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

板や日よけ、商店街の装飾灯やアーチ、工事用の仮設足場・仮囲いなどです。これらには大きな高さ、占用面積などの基準があり、基準に合わない物件は道路上には出せません。詳細は区ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

道路課道路占用係

☎(3647)9689

建築物の壁面、屋上または自立式のものなど、屋外に広告物を設置される方は、区への許可申請が必要場合があります。

広告物を掲出する際は屋外広告物許可のご相談を！

現在掲出または設置している違法な広告物(はり紙等)は、街の景観を損ねます。また、道路上に私物や商品等を置くことは、歩行者等の通行の妨げにもなります。

現在掲出または設置している広告物、私物等の所有者の方は自主的に撤去をお願いします。

施設保全課監察係

☎(3642)5094

関東大震災から90年目の夏に

区政最前線



区政最前線

皆さん、今年が関東大震災から90年目だという事をご存じでしたか。本区はこの震災で当時の深川区の8割以上を焼失するなど、区内全域で甚大な被害を受けました。国は復興組織を新設し、またいつか起きるであろう大地震等にも備えて、区内でも大規模な区画整理を実施しました。これが現在の基盤の目録のような整然とした道路の原型です。また災害に強い鉄筋コンクリート製の小学校を区内には15校建設し、この内5校の隣地に

は、いざという時に住民が避難できるようにと小公園を配置しました。復興小学校、復興公園です。隅田川の清洲橋等鉄製の橋も復興事業の一環です。復興が一定の目標に達し、復興祭が開催されたのが昭和5年。実に震災から7年を要しましたが、この復興事業は、今も私たちの生活に大きく関わっています。さて、東日本大震災から2年半近くが経ち、皆さんの備えはいかがですか。備えあれば憂いなしです。6月に「災害対策基

本法」の一部が改正されました。ここには区民の皆さんの責務として、食料や水等の生活必需品の備蓄が具体的に明記されました。自然災害は避けられませんが、被害を軽減することは可能です。防災都市江東を目指し、区もさまざまな対策をスピードを持って行っています。しかし、いざという時の安全確保は、まずは自分自身で身を守る「自助」。次に近隣の助け合い「共助」が大切です。私たち行政も区民の皆さんも、それぞれの立場でできる限りの事前の対策を行い、力を合わせて防災時の被害を最小に抑えましょう。何より一番大切な命を守るのです。関東大震災から90年目の夏に、改めて強く思っています。

働く親の家庭教育学級 中学生の親の家庭教育学級 参加者募集

働く親の家庭教育学級
「幼い子と暮らす」

幼児の成長について理解を深め、親の役割を学びます。

☎(3647)9627

区内在住、在勤の中学生の親25人(抽選) ④「思春期のこころ」

「親と子の思春期」ほか

⑤「親と子の思春期」ほか

⑥「親と子の思春期」ほか

⑦「親と子の思春期」ほか

⑧「親と子の思春期」ほか

⑨「親と子の思春期」ほか

⑩「親と子の思春期」ほか

⑪「親と子の思春期」ほか

⑫「親と子の思春期」ほか

⑬「親と子の思春期」ほか

⑭「親と子の思春期」ほか

⑮「親と子の思春期」ほか

⑯「親と子の思春期」ほか

⑰「親と子の思春期」ほか

⑱「親と子の思春期」ほか

⑲「親と子の思春期」ほか

⑳「親と子の思春期」ほか

㉑「親と子の思春期」ほか

㉒「親と子の思春期」ほか

㉓「親と子の思春期」ほか

21316(費)無料
8月19日(月) 消印有効
①講座名 ②郵便番号・住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号・「働く親の家庭教育学級」希望の場合は⑤一時保育希望の有無 ⑥保育することの名前・ふりがな・性別・生年月日、「中学生の親の家庭教育学級」希望の場合は⑤こどもの学年・性別を記入し、〒135-8383 区役所教育委員会事務局庶務課社会教育担当へ
☎(3647)9676

ジュニアリーダー初級講習会

地域行事やキャンプで活躍するリーダーを目指そう

ジュニアリーダーとは、地域行事などで活躍し、グループ活動のリーダーとなるお兄さん、お姉さんのことです。講習会では宿泊研修や班活動などを通じて、楽しみながらレクリエーションなどのやり方などを学びます。

「大勢の人の前で話せる」「自分で考えて行動できる」など、人間としての成長にも役立ちます。

※初級修了者または、中学1年生・高校3年生で子ども会の推薦がある方を対象とした中級講習会の参加者も募集中です。詳細はお問い合わせください。

9月8日(土) 平成26年2月23日の主に日曜(全6回) 午後1時~4時(第2・6回は午前10時~午後4時) ※宿泊研修除く

深川地区・東陽地区民館ほか、城東地区・砂町小学校ほか

区内在住・在勤の小学5年

区内在住、在勤の中学生の親25人(抽選) ④「思春期のこころ」

「親と子の思春期」ほか

⑤「親と子の思春期」ほか

⑥「親と子の思春期」ほか

⑦「親と子の思春期」ほか

⑧「親と子の思春期」ほか

⑨「親と子の思春期」ほか



▲地域の行事で活躍してみませんか

[区内共通商品券の使用はお早めに] 江東区内共通商品券の使い残しはありませんか。まだお手元にある方は、早めにご使用ください。

☎ 江東区商店街振興組合連合会 ☎ 3645-1231、経済課商業振興係 ☎ 3647-9502